

愛知県基本計画

1 基本計画の対象となる区域(促進区域)

(1) 促進区域

設定する区域は平成 29 年 8 月 1 日現在における愛知県全市町村（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村）の行政区域とする。概ねの面積は約 51 万 7 千ヘクタール（愛知県面積）である。

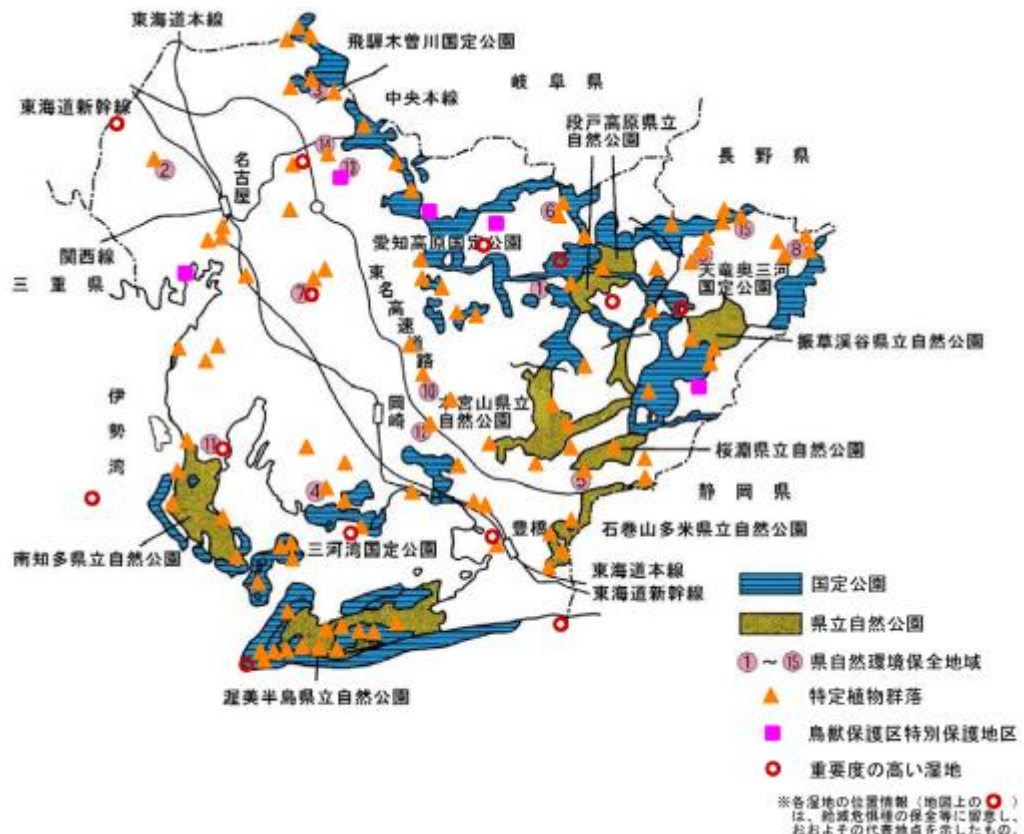
ただし、自然公園法に規定する国定公園及び県立自然公園、環境省選定の特定植物群落及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定された県自然環境保全地域及び生息地等保護区並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区特別保護地区を除く。

また、自然公園法に規定する国立公園、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域は、本促進区域には存在しない。

なお、本区域は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（前述の特別保護地区を除く。）、及びシギ・チドリ類渡来湿地、並びに国内希少野生動植物種の生息・生育区域等を含むものであるため、8.において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

(促進区域)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件、人口等

愛知県は、日本のほぼ中央に位置し、古来の尾張と三河の2国を合わせた地域で、南は太平洋に面し、西は三重県、北は岐阜県と接し、東北は長野県、東は静岡県と接している。県土は東西約 106 km、南北約 94 km、面積は国土の約 1.4%を占め、全国で 27 番目の広さである。

西部から南部にかけての一带は平坦で、木曾川・庄内川の両河川が濃尾平野を、矢作川が岡崎平野を、豊川が豊橋平野をそれぞれ形成し、豊橋平野からは渥美半島が伸びており、地味はよく肥え、農業に適している。また、濃尾平野の東側は尾張丘陵からなり、南に伸びて知多半島を形成している。北部から北東部は長野県から木曾山脈が南に伸びて三河山地を形成し、標高 1,000mを超える山も少なくない。太平洋、三河湾と接する渥美半島と三河湾、伊勢湾と接する知多半島により海岸線は約 594 kmと長く、沿岸一带は水産資源に富んでいる。

気候は、降雨は夏季に多く、冬季に少ない。渥美半島と知多半島南部は黒潮の影響を受けて温暖であるが、北東部の山間地域ではやや冷涼で、気温の較差がかなりみられる。濃尾平野の北西から西にかけては、伊吹山地・養老山地・鈴鹿山脈などがあり、冬季には大陸方面からの季節風による降雪がみられる。

また、我が国の人口が 2008 年をピークに減少局面に入中、愛知県は人口増加を続けている数少ない県であり、2016 年 6 月には 750 万人を突破し、人口のピークは 2020 年ごろと見込んでおり、2060 年時点でも 700 万人程度を確保できるものと見込んでいる。

② 産業の集積とインフラの整備状況

（産業の集積）

愛知県の平成 26 年度の県内総生産は 35 兆 9903 億円で、東京都、大阪府に次いで全国第 3 位となっている。中でも製造業を始めとする第二次産業の割合が約 4 割を占めており、特に、製造業の構成比が全国に比べ極めて高いところが、本県の産業構造の特徴となっている。この地域には、自動車産業を始め、工作機械や鉄鋼から、繊維、窯業といった地場産業まで、幅広いものづくり産業が集積しており、これらの産業が技術革新を競い合うことで、新たなイノベーションを生み出してきた。それが、今、国産初のジェット旅客機MR Jや、世界初の量産型燃料電池車MIRA Iの開発など、日本の未来を担うプロジェクトへとつながっており、本県におけるものづくりの競争力が、日本経済全体に与える影響は少なくない。

（インフラの整備状況）

愛知県では、こうした産業の集積を支える交通網、産業用地、工業用水道、研究機関といったインフラも整備されている。交通網にあっては、本県は首都圏、関西圏という東西の大都市圏の間にあって、日本中にアクセスしやすい恵まれた立地条件と交通環境を有しており、東名・名神高速道路、東海北陸自動車等といった高規格道路、名古屋港、三河港、衣浦港といった港湾、さらには中部国際空港や県営名古屋空港があり、陸海空の交通基盤が縦横に整備されている。とりわけ、2027 年度のリニア中央新幹線開業後は、中京圏から首都圏に及ぶ大交流圏を形成することとなり、全線開通すると、東京・名古屋・大阪を中心とする三大都市圏が一体化し、人口 7 千万人に及ぶスーパー・メガリージョンが誕生することとなる。産業用地については、愛知県では、昭和 34 年の事業開始から内陸部、臨海部、中部国際空港に隣接した中部臨空都市を含め、これまで約 6,500 ヘクタールの用地を供給してきており、現在も県・市町村の連携により、計画的な用地造成を進めている。工業用水は、県内 32 市町村を 4 つの

事業に分けて、木曽川、矢作川、豊川の各水系の上流にあるダムを水源とし、7つの浄水場から各事業所へ供給している。現在、県内368の事業所へ1日あたり約124万立方メートルを給水して産業活動を支えている。

このほか、愛知県には国公立の試験研究機関を始め、大学や民間企業の研究所など、様々な試験研究機関が集積している。特に本県では、県内の中堅・中小企業のイノベーションを支えるナノテクノロジーを核とし、最先端の研究開発環境を備えた拠点である、「知の拠点あいち」を整備し、シンクロトン光センターや高度計測分析装置の整備・運用、地域の企業、大学、研究機関等が参画した共同研究プロジェクトなどを実施してきた。平成22年の国勢調査によると、愛知県内の研究者は5,040人(全国第8位)、技術者は148,510人(全国第3位)、国内特許の出願件数は28,277件(全国第3位(平成27年特許庁))となっており、ハード・ソフトの両面から企業の研究開発・技術開発を支える体制が整っている。

また、愛知県では平成28年4月に本県の工業教育の中核となる県立愛知総合工科高等学校を開講し、大学や産業界と連携した実践的なものづくり教育を行い、生産現場の牽引役となる人材の育成を図っている。さらには2019年度及び2020年度の技能五輪全国大会・全国アビリンピックを2年連続本県で開催するなど、技能者育成の機運も高まっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

愛知県は、全雇用者数の約 2.5 割、売上高の約 4 割、付加価値額の約 3 割が製造業となっており、製造品出荷額等が 1977 年以来 38 年連続で日本一を続けるなど、わが国のものづくりをリードする産業県である。今後も、その強い産業力をさらに強くすることで、働く場をつくり、人を呼び込み、そこでまた新たな産業や仕事が生み出されるという好循環を継続・加速させていくことが重要である。

そのためには、産業集積の形成を促進するとともに産業の高付加価値化を図り、次代の柱となる産業を育てていかなければならない。基幹産業である自動車産業については、燃料電池自動車（F C V）などの次世代自動車の普及等に取り組んでいくほか、自動車に次ぐ柱として期待される航空宇宙産業については、国際戦略総合特区に基づく支援措置の活用などにより、さらなる企業集積や航空機生産機能の拡大・強化を図っていくことが重要である。さらに、第 3 の柱として期待されるロボット産業や、健康長寿産業などの振興を図るとともに、各々の産業において成長性の高い新事業への参入を後押しし、生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を促すことが重要である。

本県の産業労働政策の基本方針と重点施策を取りまとめた「あいち産業労働ビジョン 2016-2020」では、次世代産業の育成・強化の目標として、2020 年度までに次世代自動車の県内新車登録販売の割合を 60%まで、中部地域の航空宇宙産業の生産高を 1.18 兆円まで、ロボット製造業の製造品出荷額等の全国シェアを 30%まで引き上げ、製造品出荷額等の全国シェアを拡大し 14.5%程度まで引き上げることを目標としている。

(2) 経済的効果の目標

1 件あたり平均 1 億 2 千万円（当計画において「5 地域特性」に記載されている業種の 1 事業所あたり平均付加価値額 1 億 1 千 5 百万円※）の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 45 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.5 倍の波及効果を与え、促進区域で 81 億円の付加価値を創出することを目指す。

また、K P I として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

※「5 地域特性」に該当する業種の 1 事業所当たりの付加価値額

* 製造業全 24 業種、情報通信業全 5 業種、物流産業 5 業種の 1 事業所当たりの付加価値額を算出（平成 24 年経済センサスより）。

該当業種の総付加価値額 **5,656,506 百万円** / 総事業所数 **49,008 事業所**

= 1 事業所当たりの付加価値額 **1 億 1,542 万円** ≒ **1 億 2 千万円**

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	8,100 百万円	—

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	120 百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	45 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,923万円（愛知県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

ア 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で2.5%増加すること

イ 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で2.5%増加すること

ウ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で3%増加すること

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

本計画における重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区は本重点促進区域には存在しない。

【重点促進区域1：地図上の位置（下図のとおり）】

西尾市衣浦14号地（西尾市港町）

（概況及び公共施設等の整備状況）

西尾市衣浦14号地 10.2ヘクタール

本区域は、地域の特性として輸送機械や製鉄所などの製造業や発電所などの基幹産業を中心とした企業の事業所が集積する衣浦臨海工業地帯に位置している。本区域は名古屋方面・豊橋方面に通じる国道247号から半径4キロ以内に位置し、衣浦港中央ふ頭から半径6キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：西尾市衣浦14号地は市街化区域（工業専用地域）とされて

いる。

西尾市都市計画マスタープランにおける記載：西尾市衣浦 14 号地は市街化区域（工業エリア）とされている。

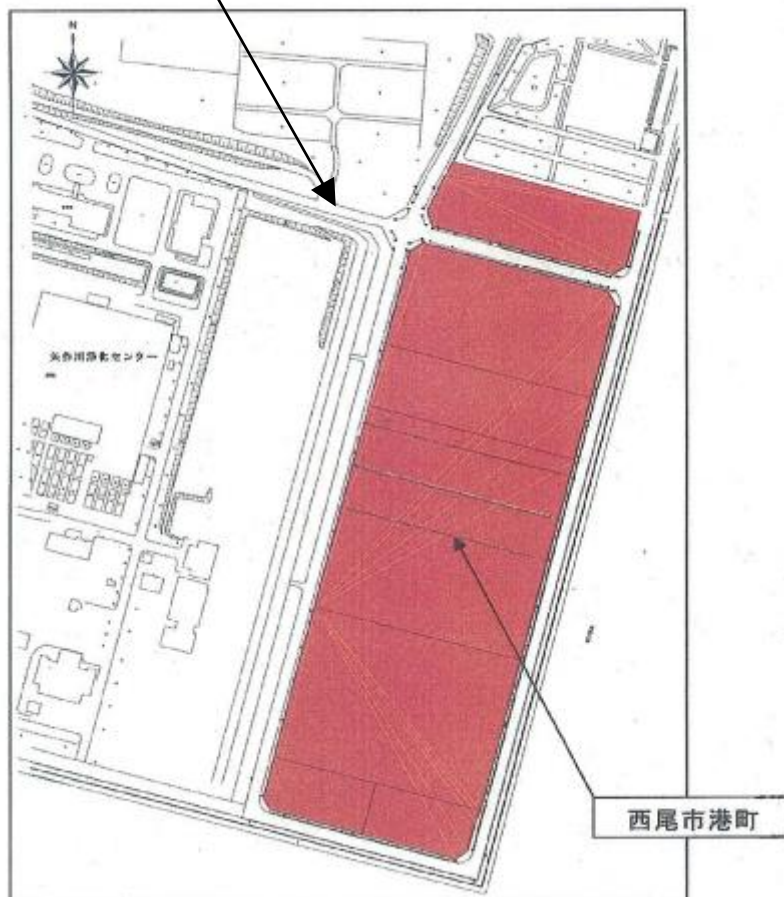
衣浦港港湾計画における記載：西尾市衣浦 14 号地は工業用地とされている。

(地図)

西尾市 衣浦 14 号地 位置図



詳細図



【重点促進区域 2：地図上の位置 A】

蒲郡市 浜町

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 147 ヘクタール程度である。

本区域は、重要港湾である三河港蒲郡地区に位置しており、約 80 社の製造業、物流業等の企業の事業所が集積している。地区内には耐震岸壁が整備されており、港湾物流拠点として機能している。また、国道 23 号蒲郡バイパス蒲郡西 I C まで約 4 k m、東名高速道路音羽蒲郡 I C まで約 12 k m と、水陸の交通の結節点に位置しており、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

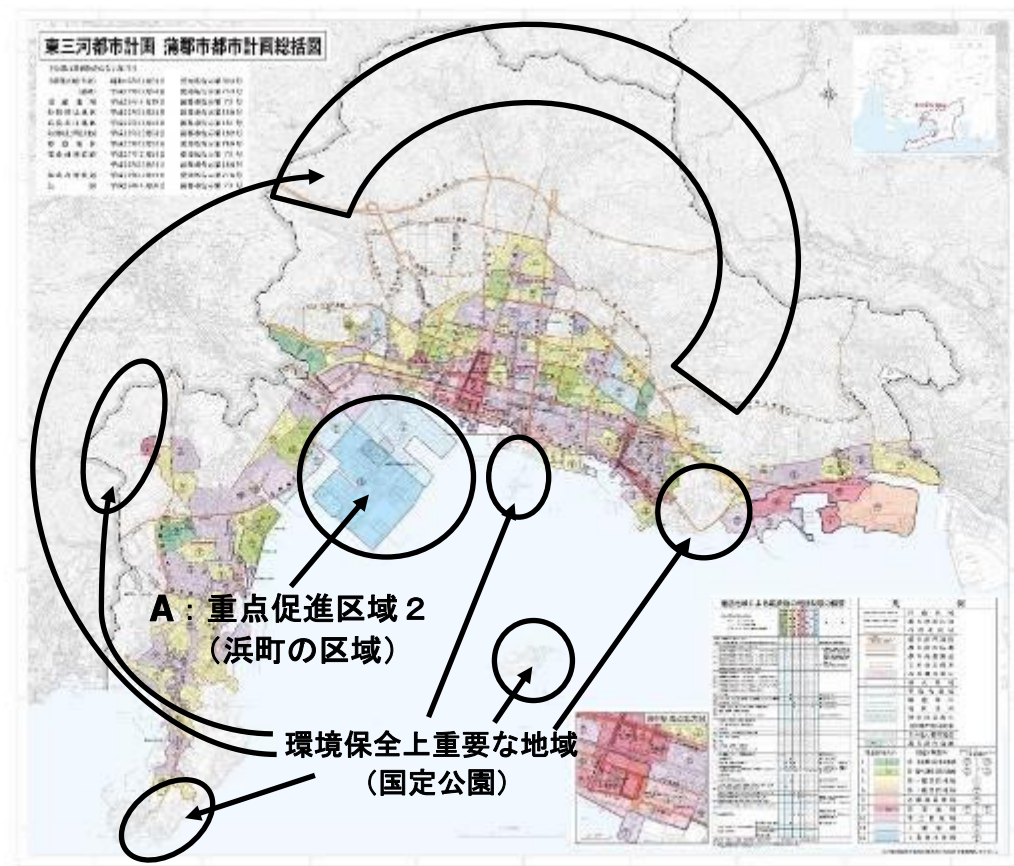
(関連計画における記載等)

都市計画における記載：東三河都市計画区域マスタープランにおいて当地を含む三河港臨海部は工業地と位置付けられている。用途地域では工業地域及び工業専用地域に位置付けられている。

蒲郡市都市計画マスタープランにおける記載：本区域の大部分が工業系ゾーン、北側の一部が観光レクリエーション系ゾーンと位置付けられている。

まち・ひと・しごと総合戦略における記載：地域の位置付けは特になされていない。

(地図)



【重点促進区域 3：地図上の位置 A、B】

弥富市 楠一丁目、二丁目、三丁目（弥富ふ頭）

富浜一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目（鍋田ふ頭）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は弥富ふ頭約 229 ヘクタール、鍋田ふ頭約 247 ヘクタール、合計約 476 ヘクタールである。

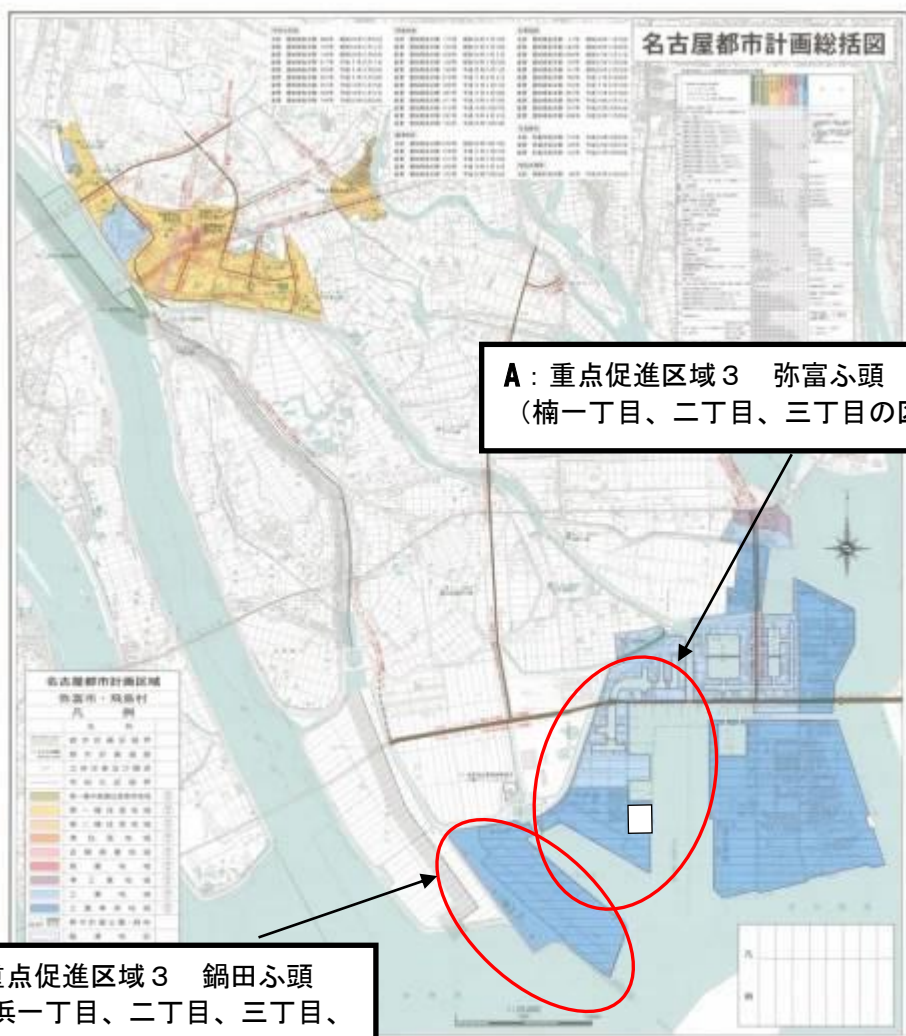
本区域は、伊勢湾岸自動車道（湾岸弥富 IC、弥富木曾岬 IC）、国道 23 号及び西尾張中央道により東西南北の交通の便がよく、既に物流関連を始め航空宇宙産業関連企業等、多くの企業が立地している。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：弥富ふ頭及び鍋田ふ頭は市街化区域（工業地域・工業専用地域）及び市街化調整区域とされている。市街化調整区域部分は、市街化区域（工業地域・工業専用地域）へ編入予定である。

弥富市都市計画マスタープランにおける記載：弥富ふ頭及び鍋田ふ頭は、関係機関と連携した港湾関連施設の充実により、物流機能の強化を図りつつ、その周辺・後背地においては、新産業の創出を推進し産業拠点機能の強化を図る区域と位置付けられている。

（地図）



A：重点促進区域 3 弥富ふ頭
(楠一丁目、二丁目、三丁目の区域)

B：重点促進区域 3 鍋田ふ頭
(富浜一丁目、二丁目、三丁目、
四丁目、五丁目の区域)

【重点促進区域４：地図上の位置Ａ】

豊山町大字豊場字松ノ木島、字阿古島、字岡浦、字丸田、字押洗、字岡山、字岡西、
字幟立、字新田町、字小道
大字青山字阿古島、字尾張田、字河原、字社宮司、字道仙島、字乗房、
字花ビラ、字矢留、字棒作

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 42 ヘクタール程度である。

本区域は、名古屋市都心部より北へ約 10 km、濃尾平野のほぼ中央に位置しており、航空宇宙産業関連企業の事業所が集積している。また、名古屋空港アクセス道路として機能する県道名古屋空港中央線等による幹線道路ネットワークが形成されており、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：本区域は、名古屋都市計画区域マスタープランにおいて県営名古屋空港周辺部に含まれ、広域交流・物流拠点と位置付けられている。また、用途地域では工業地域に位置付けられている。

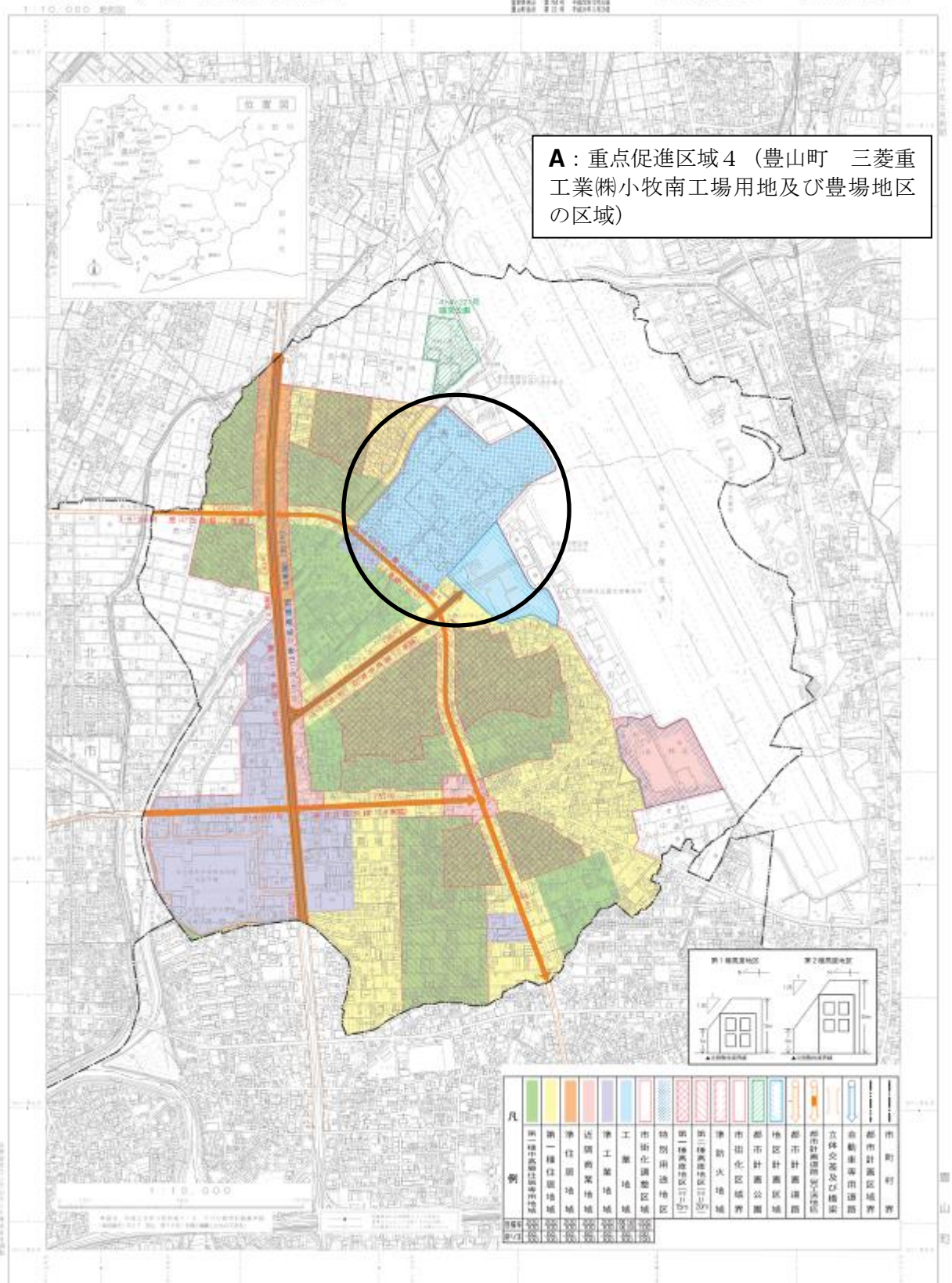
豊山町都市計画マスタープランにおける記載：本区域は産業ゾーン（航空宇宙産業系）に位置付けられている。

まち・ひと・しごと総合戦略における記載：空港及び空港機能と一体となった航空宇宙産業の集積を誘導することとしている。

国際戦略総合特別区域計画における記載：本区域は、アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区に指定されている。

(地図)

名古屋都市計画区域 豊山町都市計画図



【重点促進区域 5：地図上の位置 A、B】

飛島村 木場一丁目、木場二丁目、金岡
西浜、東浜一丁目、東浜二丁目、東浜三丁目

（概要及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、木場・金岡 231 ヘクタール程度、西浜・東浜 484 ヘクタール程度である。

本区域は、名古屋港西部地区に位置しており、航空宇宙産業や自動車産業等、愛知県の産業の柱を担う産業が集積している。また、伊勢湾岸自動車道飛島インターや、現在施工中の名古屋環状 2 号線の開通を控えた交通インフラも充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

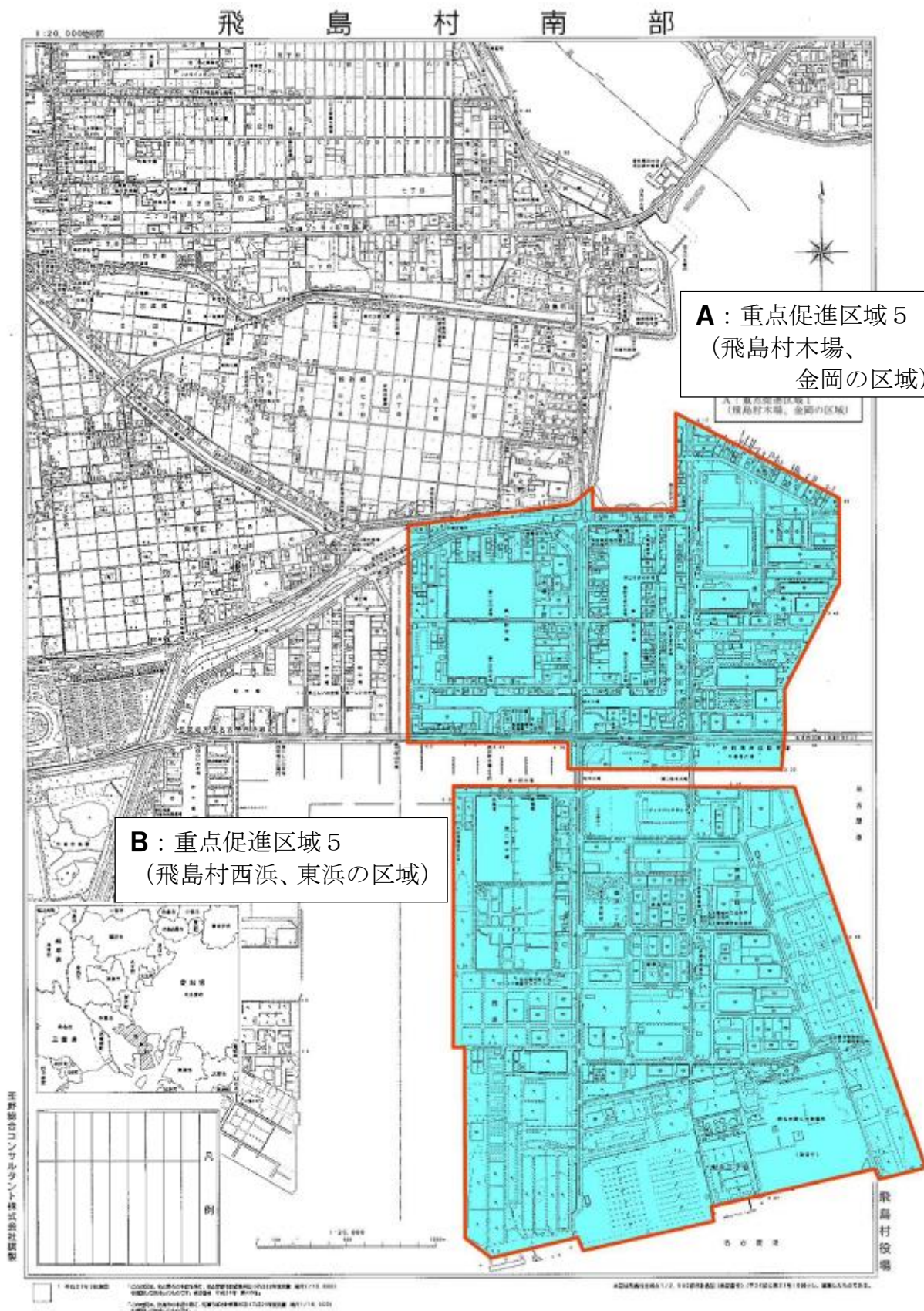
（関連計画における記載等）

都市計画における記載：飛島村木場は市街化区域（工業地域）、金岡・西浜・東浜は市街化区域（工業専用地域）とされている。

飛島村都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、物流・産業ゾーンと位置付けられている。

まち・ひと・しごと総合戦略における記載：地域の位置付けは特になされていない。

(地凶)



【重点促進区域6：地図上の位置（下図のとおり）】

半田市中億田町

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は8ヘクタール程度であり、半田農業振興地域整備計画における農用地区域に位置づけられている。

半田市では臨海部の工業専用地域に工場が集積しており、約60社の製造業、物流業等の企業が立地している。

本区域は、臨海部の主要道路である臨港道路中央埠頭西線を介して臨海部の工業専用地域に連続しており、電気、上水道などのインフラ整備が完了しているほか、令和2年度にはアクセス道路となる市道中井日東2号線の歩道設置も完了しており、利用者の安全性及び利便性を高めるための環境整備も実施している。また、本区域は国道247号へのアクセスにも優れるなど、交通インフラが充実した場所でもあり、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当である。

また、本区域のうち市道を除く全域が農用地区域であることから、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用の調整方針を記載する。なお、当該重点促進区域は市街化調整区域が含まれているため、都市計画法に基づく開発許可を行うこととする。

（関連計画における記載等）

半田市総合計画における記載：半田市総合計画の土地利用構想において、環境との調和を図りながら地域経済の活性化につながる企業の立地誘導を図る新土地需要ゾーンに位置付けられている。

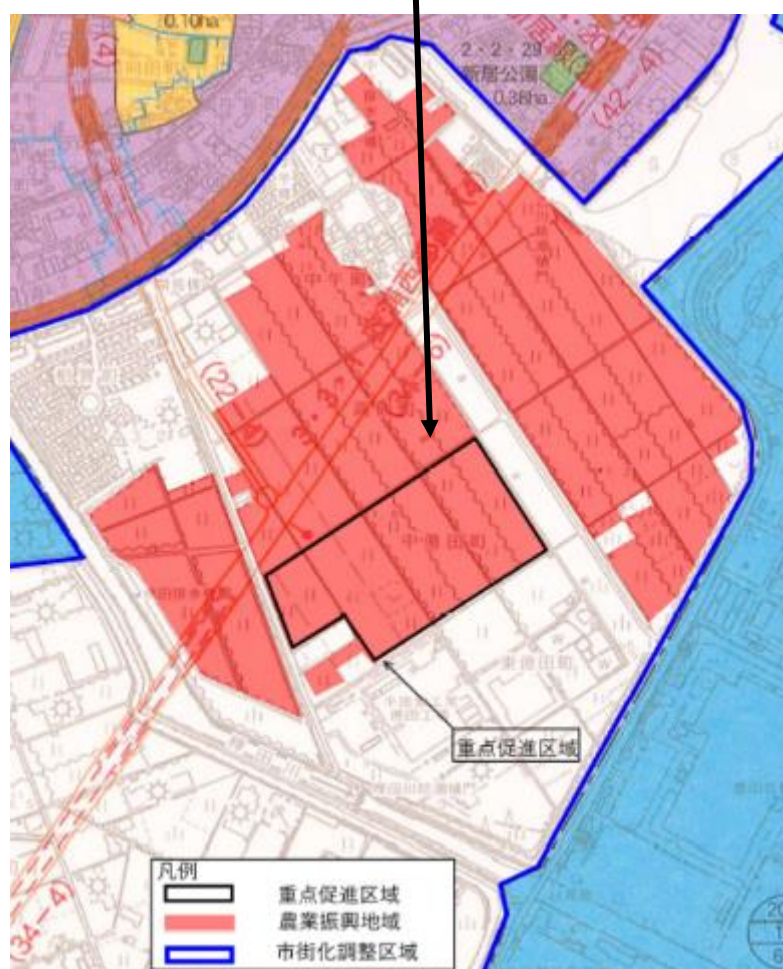
半田市都市計画マスタープランにおける記載：半田市都市計画マスタープランの土地利用において、自然環境との調和を図りながら、新たな産業等の土地需要に対応する新土地需要ゾーンに位置付けられている。また、地域別の土地利用の構想においても、優良な農地の保全に配慮しつつ、開発基準条例等に基づいた企業誘致を推進することとしている。

半田農業振興地域整備計画における記載：農用地利用計画において、本区域では、工業地として整備を進めて優良企業を誘致することとしている。事業実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととしている。

(地図)



詳細図



【重点促進区域 7：地図上の位置 A】

知立市八橋町赤羽、八橋町上井場取、八橋町下井場取、八橋町東畑

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 18 ヘクタール程度であり、知立農業振興地域整備計画における農用地区域に位置づけられる。

本区域は、知立市北東部に位置しており、周辺には自動車関連産業の企業が集積している。また、本区域は伊勢湾岸自動車道豊田南 IC まで 2.3 km、衣浦豊田道路牛田 IC まで 2.5 km、名古屋鉄道三河八橋駅まで 0.5 km に位置している。都市計画道路花園里線が区域内に整備されており、広域交通の利便性が高まっていることから、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する。

また、本区域のうち墓地、市道等を除く全域が農用地区域であることから、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用の調整方針を記載する。なお、当該重点促進区域は市街化調整区域が含まれているため、都市計画法に基づく開発許可を行うこととする。

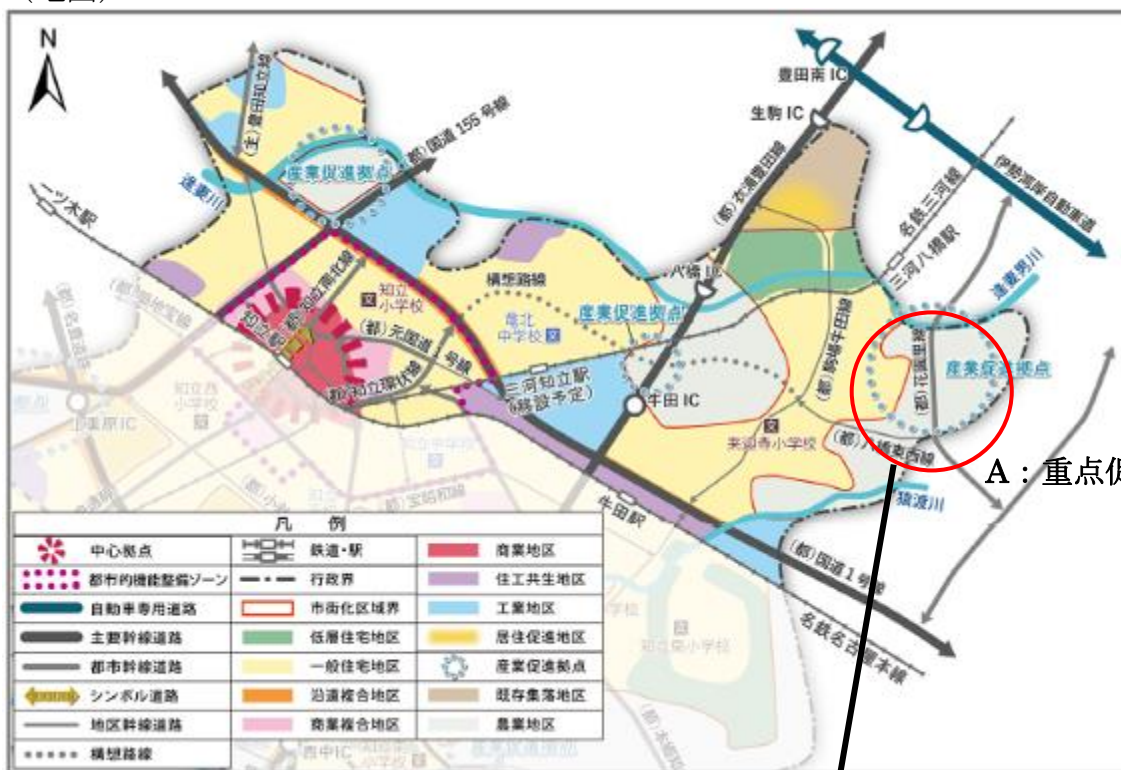
（関連計画における記載等）

知立市総合計画における記載：将来都市構造図において、産業ゾーンと位置づけ、広域道路ネットワークのアクセス性が高い地区で、工業を中心に一団の農地を活用し、新たな産業誘致を図ることとしている。

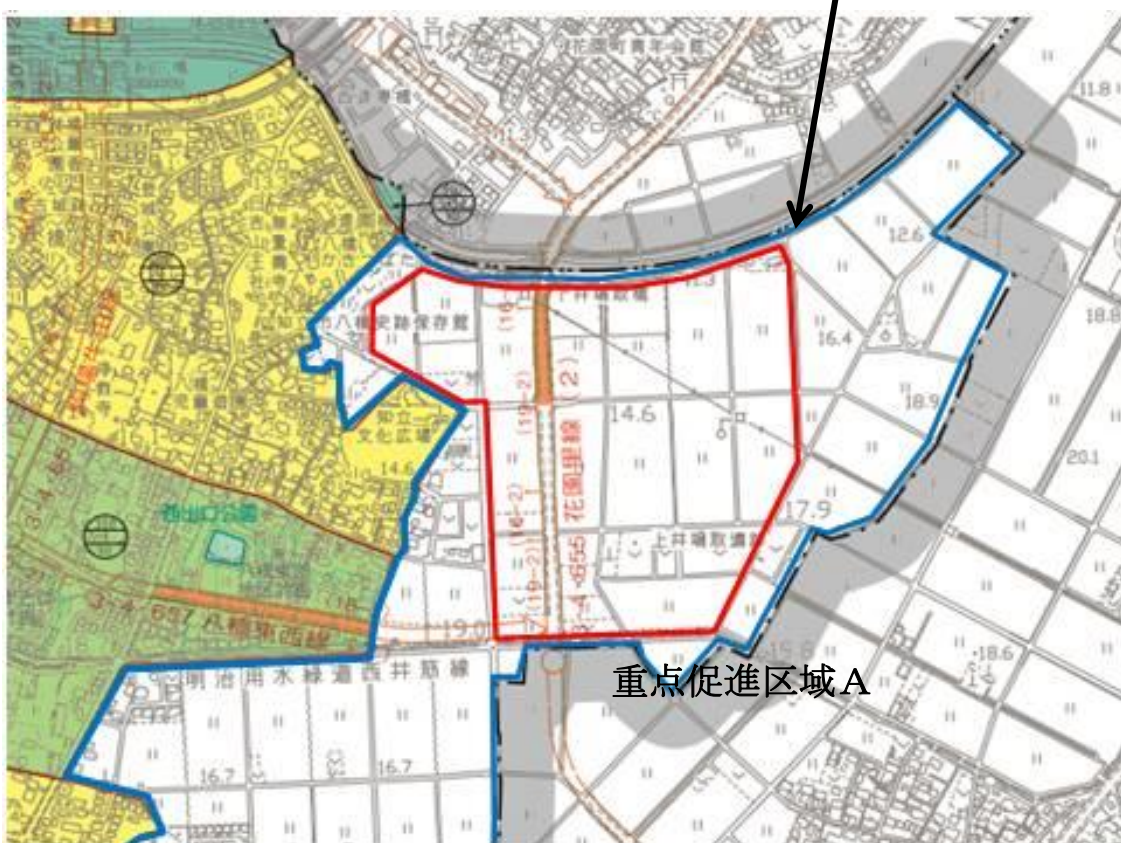
知立市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、産業促進拠点と位置づけられており、産業機能の需要の受け皿として、ものづくり産業を一層振興するとしている。

農業振興整備計画における記載：本区域は、産業機能の立地需要の受け皿として産業促進拠点と位置づけられており、近年宅地などの市街地が拡大する傾向にあるなかで、総合計画や都市マスタープランの土地利用方針として産業系市街地の拡大が示されていることから、将来の需要に応え得るよう、必要な土地利用調整を図りながら検討していくとしている。

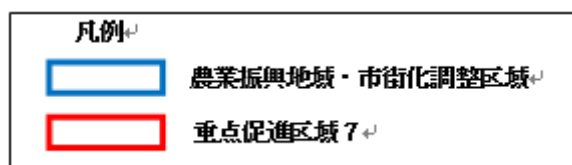
(地図)



A: 重点促進区域7



重点促進区域A



(2) 区域設定の理由

【重点促進区域 1（西尾市）】

区域の設定に当たっては、平成 28 年度に実施した工場適地調査によると、愛知県企業庁が造成した西尾市衣浦 14 号地内に約 4.3 ヘクタールの分譲中の工業用地があり、当該用地は地域の特性である輸送機械産業の集積されている地域の近隣に位置し、新たな工業の用地として十分な面積を備えていることから、これを含めて重点促進区域を設定することとしており、遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするとともに、新規企業において競争力のある生産施設の建設を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 2（蒲郡市）】

本区域は、蒲郡市における最大の事業用地として機能しており、約 80 社の製造業、物流業等の企業の事業所が集積している。平成 28 年に実施した工場適地調査において当地域は工場適地としては指定されていないが、平成 29 年 8 月 1 日現在、当該重点促進区域内には、約 6.6 ヘクタールの遊休地が存在する。三河港蒲郡地区に位置しており港湾物流拠点として機能しているほか、国道 23 号蒲郡バイパスや東名高速道路音羽蒲郡 IC にも近く、交通インフラが充実している。また、用途地域は工業地域または工業専用地域であり、区域内に住宅もなく製造業や物流業を営むには良好な環境でもあることから、その強みをさらに活かすため、重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域には企業立地促進法に基づく工場立地法の緑地緩和の対象区域が含まれており、引き続きこの措置を継続していく必要があることから、工場立地特例対象区域についても設定することとする。

【重点促進区域 3（弥富市）】

概ねの面積は弥富ふ頭約 229 ヘクタール、鍋田ふ頭約 247 ヘクタール、合計約 476 ヘクタールである。当該重点促進区域は既に一定数の事業所が立地しており、平成 27 年度に実施した工場適地調査において当地域は工場適地としては指定されておらず、平成 29 年 8 月 1 日現在、当該重点促進区域内に遊休地は存在しない。

本区域は、伊勢湾岸自動車道、国道 23 号及び西尾張中央道により東西南北の交通の便がよく既に航空宇宙産業関連企業等、多くの企業が立地している。

貯木場の埋立地を分譲することによる企業立地が行われており、地域経済牽引事業を重点的に推進することが適当である。当地域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 4（豊山町）】

概ねの面積は全体で約 42 ヘクタールであり、当該重点促進区域は既に一定数の事業所が立地している。平成 27 年度に実施した工場適地調査において当地域は工場適地としては指定されておらず、平成 29 年 8 月 28 日現在、当該重点促進区域内に遊休地は存在しない。本区域は三菱重工業株式会社小牧南工場が立地しており、この地域の航空機生産に係る大きな拠点の一つとなっている。豊場地区を含め、県営名古屋空港の隣接地において、空港機能を活用した民間航空機の生産・整備拠点の強化などの地域経済牽引事業を重点的に促進するために、重点促進区域として設定することとする。また、当地域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 5（飛島村）】

当該区域は飛島村都市計画マスタープランにおいて「物流・産業ゾーン」と位置づけられ、物流、生産、加工の増進を図る地域としており、航空宇宙産業や自動車産業等、愛知県の産業の柱を担う産業が集積されている地域である。既に多数の企業立地により「物流や産業の機能が集積する物流・産業地帯」が形成されており、名古屋港飛島ふ頭地区のコンテナターミナルの整備により、さらなる物流や産業の機能強化によって愛知県、中部地域の発展につながることが期待されている地域である。当該重点促進区域は既に一定数の事業所が立地しており、平成 27 年度に実施した工場適地調査において当地域は工場適地としては指定されておらず、平成 29 年 8 月 1 日現在、当該重点促進区域内に遊休地は存在しない。

さらに、伊勢湾岸自動車道飛島インターや、現在施工中の名古屋環状 2 号線の開通を控えた交通インフラも充実していることから、飛島村木場、金岡（面積約 231 ヘクタール）及び飛島村西浜、東浜（面積約 484 ヘクタール）を重点促進区域として設定することとする。また、当地域を工場立地の特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 6（半田市）】

「(1) 重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、本区域は企業立地の環境が整っている。

また、市内においては、宅地化された遊休地及び未造成の工業用地など工場が立地可能な未利用地はない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域である本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

【重点促進区域 7（知立市）】

本区域は、高速道路や主要国道へのアクセスが良く、西三河地域の特性である自動車部品製造業を中心とした企業が集積する地域の近隣に位置しており、新たな産業の用地として十分な面積を備えていることから、重点促進区域に設定することとする。

本市における工業系用途地域の状況として、工業地域では既に工業系の土地利用が成熟しており、遊休地は存在しない。準工業地域では、工業系の土地利用が図られているものの、住居系の土地利用が進行しており、事業者の求める面積の工業用地や良好な操業環境の確保は困難であることから、農用地区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

別表 1 のとおり

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及び活用戦略

- ① 素材型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 加工組立型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 生活関連型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ④ 情報通信産業の産業集積を活用した第 4 次産業革命分野
- ⑤ 東名・名神高速道路や中部国際空港、名古屋港などの交通インフラを活用した物流

産業分野

(2) 選定の理由

愛知県の平成 26 年度の製造品出荷額等は県内 43 兆 8,313 億円と、全国の 14.4%を占めており、1977 年から連続して全国 1 位を維持している。また、平成 26 年度の産業別県内総生産において、製造業が占める割合は、全国の 19.7%に対して、本県は 33.4%と高く、ものづくりを中心とした産業集積が形成されている。

特にこの地域は我が国のみならず、世界トップレベルの国際競争力の高い自動車産業の一大集積地であり、完成車メーカーや、多種多様なサプライヤー企業の本社、研究施設が三河地域を中心として県内各地に集積している。また、航空宇宙産業ではボーイング社の主要機の機体構造組立や国産初のジェット旅客機MRJの生産拠点となる工場が立地するほか、航空機のエンジン、素材・各種部品、ロケットの部品・本体、推進剤等を製造する企業が幅広く集積している。さらに、次世代の産業の柱として期待されるロボット産業や環境・新エネルギー産業、健康長寿産業等とそれを支えるものづくりの基盤があり、こうした成長分野を支える産業集積を背景に、イノベーションを推進し、今後も我が国のものづくりのフロントランナーとして更なる成長が期待できる。

業種別の分類でみると素材型産業、加工組立型産業において重厚な産業集積を有するほか、古くから基幹産業として栄えてきた繊維や窯業陶磁器などの生活関連産業が集積しており、いずれも製造品出荷額等で全国トップクラスのシェアを有している。今後も、成長分野だけに留まらず、幅広くものづくりを支える分厚い産業集積を活用し、様々な分野でより付加価値の高い事業の創出が期待される。

素材型産業・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業や石油・石炭製品製造業、化学工業といった、他の産業に再投入される製品を生産する業種。
加工組立型産業・・・電気機械工業や輸送機械工業など、素材型業種で生産された半製品を元に加工・組み立てを行って製品を生産する業種。
生活関連産業・・・食料品・飲料、木材・木製品製造業など、人々の生活に関連した業種。

加えて、IoTやAIなどに係る情報通信産業や発達した陸・海・空の交通インフラも活用することで、ものづくりを中心とした地域を牽引する事業の創出が期待される。

① 素材型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野

平成 26 年度の工業統計調査によると、下記の表に示すようにものづくりを支える素材型産業が集積している。

- ・木材・木製品製造業は、床板や繊維板製造の製造品出荷額等が全国トップレベルであり、事業所数 293 事業所は全国比 5.3%(2 位)、従業者数 4,710 人は全国比 5.1%(3 位)となっている。
- ・パルプ・紙・紙加工品製造業では、特に製品の梱包などに使う段ボール箱の製造品出荷額等が全国トップシェアであり、事業所数 458 事業所は全国比 7.7%(5 位)である。
- ・化学工業は塗料製造や頭髮用化粧品の製造品出荷額等において全国トップの出荷額となっており、217 事業所は全国比 4.6%(7 位)となっている。
- ・石油製品・石炭製品製造業は道路などの舗装材料製造に強く、48 事業所は全国比 5.2%(3 位)となっている。
- ・プラスチック製品製造業は、輸送機械器具用プラスチック製品を始めとして工業用プラスチック製品など多品種にわたる製造品出荷額等が全国トップであり、1,491 事業所は全国比 11.5%(1 位)となっている。
- ・ゴム製品製造業は自動車タイヤ・チューブや工業用ゴム製品の製造が多く、239 事

業所は全国比 9.5%(3 位)、従業者数は 12,046 人で全国比 10.9%(1 位)となっている。

- ・窯業・土石製品製造業は、本県において長い歴史を持ち、飲食器・電気用陶磁器中心の瀬戸地域、タイル・衛生陶器中心の常滑地域、陶器瓦中心の碧南・高浜地域とそれぞれの地域が特徴的な産地を形成している。

品目では理化学用・工業用陶磁器、卓上用・厨房用ガラス器具製造、衛生陶器、板ガラス加工、粘土かわら、普通れんがなどが全国トップの製造品出荷額等となっており、775 事業所は全国比 7.8%(2 位)、従業者数は 25,085 人で全国比 10.6%(1 位)となっている。

- ・鉄鋼業については、臨海部に大型の製鉄所が立地しており、製鋼・製鋼圧延や銑鉄鋳物製造、鉄鋼シャースリット、鉄スクラップ加工処理などにおいて全国トップの製造品出荷額等を誇り、500 事業所は全国比 11.8%(2 位)、従業者数は 30,048 人で全国比 14.0%(1 位)となっている。
- ・非鉄金属製造業は、アルミニウム・同合金圧延などの製造品出荷額等がトップシェアとなっており、205 事業所数は全国比 7.9%(3 位)となっている。
- ・金属製品製造業は、機械刃物、金属プレス製品、金属製品塗装、溶融めっき、電気めっき、金属性スプリングの製造品出荷額等などがトップシェアとなっており、2,361 事業所は全国比 8.8%(2 位)となっている。

このように素材産業の様々な業種において、全国トップレベルの集積が形成されており、例えば、新素材の開発等による航空宇宙産業やロボット産業など今後の市場拡大が見込まれる分野への進出、他社との連携や技術革新等により、新たな付加価値を創出し、市場シェアを拡大させたり、新規市場を開拓するなどによる、ものづくり産業の高付加価値化が期待できる。

業 種	事業所数	製造品出荷額等	全国比
木材・木製品製造業	293	1,356 億円	5.4%(5 位)
パルプ・紙・紙加工品製造業	458	4,061 億円	5.8%(5 位)
化学工業	217	1 兆 2,084 億円	4.3%(11 位)
石油製品・石炭製品製造業	48	9,844 億円	5.3%(7 位)
プラスチック製品製造業	1,491	1 兆 4,520 億円	12.6%(1 位)
ゴム製品製造業	239	4,138 億円	12.9%(1 位)
窯業・土石製品製造業	775	7,614 億円	10.4%(1 位)
鉄鋼業	500	2 兆 5,568 億円	13.3%(1 位)
非鉄金属製造業	205	5,619 億円	6.0%(7 位)
金属製品製造業	2,361	1 兆 4,138 億円	10.1%(1 位)

(平成 26 年工業統計調査より)

② 加工組立型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野

平成 26 年度の工業統計調査によると、下記の表に示すようにものづくりを支える加工組立型産業が集積している。

- ・加工組立型産業の中でも特に輸送用機械器具製造業が突出しているが、平成 26 年の工業統計調査によると、このうち、自動車関連産業は、全国の自動車関連産業の製造品出荷額等 53 兆 3,101 億円のうち、22 兆 4,587 億円と 42.1%のシェアを占めており、本県のものづくりを牽引する基幹産業となっている。

また、こうした輸送機械器具製造業は自動運転などの次世代自動車や航空宇宙産業など今後成長が見込まれる産業であり、本県にはこうした産業を支える半導体や集積回路、液晶パネルなどの電子部品・デバイス・電子回路製造業も一定の集積があり、重要な業種となっている。

- ・はん用機械器具製造業では動力伝動装置やエレベータ・エスカレータ、工業窯炉、冷凍機・温湿調整装置、パイプ加工・パイプ付属品の製造品出荷額等で全国トップシェアを有しており、651 事業所は全国比 9.1%(2 位)となっている。
- ・生産用機械器具製造業においては、化学繊維機械・紡績機械、木材加工機械、金属工作機械、機械工具、金属・非鉄金属用金型、ロボットなど様々な品目の製造品出荷額等でトップシェアを誇り、2,282 事業所は全国比 12.0%(1 位)、従業者数は 60,562 人で全国比 11.0%(1 位)となっている。
- ・業務用機械器具製造業においては、サービス用機械器具、娯楽用機械器具、体積計の製造品出荷額等において全国トップのシェアを有し、323 事業所は全国比 7.8%(3 位)、従業者数は 17,572 人で全国比 9.4%(1 位)となっている。
- ・情報通信機械器具製造業は、有線通信機械器具、その他の付属装置製造において製造品出荷額等が全国トップレベルであり、33 事業所は 2.2%(15 位)であるが、従業者数は 5,742 人で全国比 3.8%(8 位)、製造品出荷額等では全国トップとなっている。

このように、素材型産業と合わせて、全国トップレベルの集積を活用し、ロボットや健康長寿など今後市場の拡大が見込まれる分野への進出や、世の中のニーズを先取りした新たな付加価値の付与、異業種の技術や発想の融合などによる商品開発により市場を拡大したり、他者との連携や I o T などを活用して生産工程を大幅に改善し、劇的なコストダウンを実現するなど、今後の成長ものづくり分野を支える取組の創出が期待できる。

業種	事業所数	製造品出荷額等	全国比
はん用機械器具製造業	651	9,191 億円	9.1%(2 位)
生産用機械器具製造業	2,282	1 兆 7,812 億円	10.7%(1 位)
業務用機械器具製造業	323	1 兆 1,487 億円	16.3%(1 位)
電気機械器具製造業	754	2 兆 1,451 億円	12.6%(1 位)
情報通信機械器具製造業	33	8,924 億円	10.3%(1 位)
輸送用機械器具製造業	1,807	23 兆 5,089 億円	39.1%(1 位)

(平成 26 年工業統計調査より)

③ 生活関連型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野

本県では、自動車や航空機などを支える基盤産業の集積が注目されがちだが、食料品製造や繊維工業など古くからこの地域のものづくりを支えてきた生活関連産業も全国でトップレベルのシェアを有している。

平成 26 年度の工業統計調査によると、下記の表に示すようにものづくりを支える生活関連産業が集積している。

- ・食料品製造業においては味噌、パン、生菓子等の生産品目において製造品出荷額等が全国トップレベルとなっており、1,255 事業所は全国比 4.6%(5 位)、製造品出荷額等は全国 2 位となっている。
- ・飲料・たばこ・飼料製造業では、清涼飲料、製茶、配合飼料の製造品出荷額等において全国トップのシェアを有し、142 事業所は全国比 3.4%(5 位)、出荷額も全国 5 位となっている。
- ・繊維工業は毛織物を中心とする尾州産地、綿・スフ織物を中心とする知多産地、綿・スフ織物及び漁網や綱の生産が盛んな三河産地があり、古くからこの地域の基幹産業として多種多様な繊維関連産業が集積している。品目では化学繊維、毛織物、その他の織物、綱、漁網等の製造や毛織物機械染色整理、綿状繊維・糸染色整理、整毛などの製造品出荷額等において全国トップシェアを有し、1,123 事業所は全国比

8.4%(2位)、製造品出荷額は全国シェア 11.1%(1位)となっている。

- ・家具・装備品製造業においては、木製家具の製造品出荷額等において全国トップシェアを誇り、444 事業所は全国比 8.0%(1位)となっている。
- ・印刷・同関連業においては、オフセット印刷、印刷関連サービスの製造品出荷額等において全国トップレベルのシェアがあり、761 事業所は全国比 6.5%(4位)となっている。
- ・なめし革・同製品・毛皮製造業は工業用革製品製造業において製造品出荷額等が全国トップのシェアがあり、41 事業所は全国比 2.9%(7位)、製造品出荷額等では全国 5 位となっている。
- ・その他の製造業においては、その他の事務用品、毛筆・絵画用品、ほうき・ブラシ、パレット、工業用模型、眼鏡の製造品出荷額等において全国トップレベルのシェアを誇り、470 事業所は全国比 6.3%(4位)、製造品出荷額等では全国 2 位となっている。

こうした人々の生活に密接に関連した生活関連産業の集積を活用して、異業種の技術や発想の融合などから、新規市場を開拓したり、世の中のニーズを先取りして新たな付加価値を付与した商品開発により市場を拡大させるなど、付加価値の高い事業創出が期待できる。

業種	事業所数	製造品出荷額等	全国比
食料品製造業	1,255	1 兆 6,049 億円	6.2%(2位)
飲料・たばこ・飼料製造業	142	4,445 億円	4.6%(8位)
繊維工業	1,123	4,224 億円	11.1%(1位)
家具・装備品製造業	444	1,591 億円	8.3%(1位)
印刷・同関連業	761	3,522 億円	6.5%(4位)
なめし革・同製品・毛皮製造業	41	199 億円	5.7%(5位)
その他の製造業*	470	2,937 億円	7.5%(2位)

(平成 26 年工業統計調査より)

*その他の製造業とは日本標準産業分類の中分類の項目で、細目には、管理・補助的経済活動を行う事業所、貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業(眼鏡製造業等)がある。

④ 情報通信産業の産業集積を活用した第 4 次産業革命分野

平成 24 年の経済センサスによると、情報通信産業の集積状況は下記のとおりとなっている。

- ・通信業は、事業所数は 418 で全国 4 位、従業者数は 10,861 人で全国 4 位、売上高 1,981 億円で全国 3 位、付加価値額は 719 億円で全国 3 位となっている。
- ・放送業は、事業所数は 76 で全国 3 位、従業者数は 3,278 人で全国 3 位、売上高 1,704 億円は全国 3 位、付加価値額は 393 億円で全国 3 位となっている。
- ・情報サービス業は、事業所数は 2,088 で全国 4 位、従業者数は 50,507 人で全国 4 位、売上高 4,278 億円は全国 4 位、付加価値額は 1,729 億円で全国 4 位となっている。
- ・インターネット附随サービス業においては、事業所数 183 で全国 4 位、従業者数は 1,986 人で全国 3 位、売上高 489 億円は全国 2 位、付加価値額は 119 億円で全国 2 位となっている。
- ・映像・音声・文字情報製作業においては、事業所数 772 で全国 3 位、従業者数は

9,135人で全国3位、売上高2,507億円は全国3位、付加価値額は700億円で全国3位となっている。

このように、本県には、情報通信産業が集積しており、IoT、AI、ビッグデータ等を活用した遠隔診療システムの開発や自動運転技術の高度化、ドローンによる荷物配送やデータの戦略的収集・活用による小売業の高付加価値化など、あらゆる産業において戦略的な経営に貢献し、「第4次産業革命」に資する基盤技術の提供が期待される。

業種	事業所数	売上高
通信業	418(4位)	1,981億円(3位)
放送業	76(3位)	1,704億円(3位)
情報サービス業	2,088(4位)	4,278億円(4位)
インターネット附随サービス業	183(4位)	489億円(2位)
映像・音声・文字情報製作業	772(3位)	2,507億円(3位)

(平成24年経済センサスより)

⑤ 東名・名神高速道路や中部国際空港、名古屋港などの交通インフラを活用した物流産業分野

愛知県は日本の中央に位置していることから、古くから東西の交通の要衝として発達しており、陸・海・空の交通網が充実している。

(陸路(道路・鉄道))

東名・名神、新東名・新名神、東海北陸、東海環状などの高速道路やそこから延びる道路網が充実しており、ものづくり愛知の物流を支えている。さらに、中部国際空港や名古屋港、衣浦港、三河港から60分圏域の拡大や名古屋駅からの40分交通圏の拡大へ向け、名古屋環状2号線、三遠南信自動車道などの高規格幹線道路、西知多道路、名豊道路などの地域高規格道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備を進めており、今後、ますます道路アクセスの利便性が向上する。

また、名古屋駅を中心として県内への鉄道網が充実しており、2027年度のリニア中央新幹線が開業すると、中京圏から首都圏に及ぶ大交流圏を形成することとなり、全線開通すると、東京・名古屋・大阪を中心とする三大都市圏が一体化し、人口7千万人に及ぶスーパー・メガリージョンが誕生することとなる。その中心に位置する本県にとっては、東京、大阪の二つの大都市圏を含めた交流範囲が格段に広がる可能性がある。

(海路(港))

愛知県には、国際拠点港湾である世界160の国・地域と結ばれている日本を代表する国際貿易港である名古屋港を始め、自動車の輸出入基地として世界でもトップクラスの取扱いを誇る三河港や石炭、穀物等のバラ貨物を主に取扱う衣浦港などの重要港湾があり、日本はもとより海外と結ぶ流通基地としての役割を果たしている。

(空路(空港))

中部国際空港は名古屋都心まで約30分でアクセスできる24時間運用の国際空港である。国際線39都市、国内線18都市(平成29年夏ダイヤ期初)と充実した路線網と国内空港初の総合保税地域を備えている。

県営名古屋空港はコミューター航空や国際ビジネス機など小型航空機の拠点空港であり、国内9都市との路線を有する。

我が国の中心に位置するとともに、陸・海・空の交通インフラが発達した本県は、物流施設の立地可能なエリアが拡大しており、わが国を代表する物流拠点となっている。平成24年の経済センサスによると、道路貨物運送業は事業所数4,300で全国3位、水運業は事業所数100で全国13位、航空運輸業は事業所数63で全国4位、倉庫業は

事業所数 676 で全国 5 位、運輸に附随するサービス業は、事業所数 1,220 で全国 4 位の集積がある。

物流産業では、インターネットの普及による通信販売の需要拡大等を背景にした多頻度小口輸送の拡大や「在庫の削減・最適化」「リードタイムの短縮」など、サプライチェーンの最適化を図るため「保管型倉庫」から、在庫を置かない「スルー型の物流センター」へのシフトが進むなど、求められるニーズも多様化しており、本県の交通インフラを活用して、複数に分散した保管拠点と輸送網を集約した大型物流拠点の整備や「多頻度かつ迅速な入出荷対応」、「24 時間の操業体制」「流通加工も含めた多機能化」などのニーズに対応した高機能かつ大型の物流施設の整備などが期待される。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進 その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野、第 4 次産業革命分野、物流産業分野において、高付加価値事業を生み出していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。そのため、東海産業競争力協議会が策定した中部地域の成長戦略である「TOKAI VISION」を踏まえるなど、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 固定資産税の減免措置の創設

新都市において、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減免措置に関する条例を制定する。(企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正)

② 地方創生関係施策

平成 29 年度～令和 5 年度の地方創生推進交付金を活用し、成長ものづくり分野の航空宇宙産業において、海外販路開拓を強化する事業を実施予定。

(平成 29 年度(2 次募集))

- ・販路開拓体制の検討・構築を行うとともに、シンガポール・エアショーへ参加し、海外サプライヤーの状況調査を行うほか、海外連携先の開拓を実施予定

(平成 30～令和 5 年度)

- ・海外エアショー等への出展支援や B to B マッチング支援、海外連携先との関係強化等を図る

③ 融資制度の整備

愛知県経済環境適応資金融資制度において地域経済牽引事業の承認事業者を融資対象とし、資金面での支援体制を整備する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

自治体が保有するデータのオープンデータ化を推進するとともに、データの利用しやすい環境づくりを進める。また、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の整備等に取り組む。

○オープンデータの推進

(愛知県)

オープンデータの活用による民間企業等による革新的産業の創出につなげるため、「愛知県オープンデータカタログ」の公開にあたっては、データ形式の標準化や、利用及び情報提供ルールの整備を国の動向を踏まえながら実施するとともに、公開データの拡大を推進していく。

(豊橋市)

豊橋市や事業者等が保有するオープンデータを活用できるプラットフォームを構築することで、オープンデータの活用を促進し、地域課題を解決する仕組みづくりに引き続き取り組む。

○愛知県における「都道府県官民データ活用推進計画」の策定

官民データ活用推進基本法に基づき、愛知県における「都道府県官民データ活用推進計画」を策定し、更なるオープンデータ化を推進していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

下記のとおり、愛知県及び各市町村において事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

県・市町村	相談窓口の設置
愛知県	経済産業局産業部産業立地通商課
名古屋市	経済局産業労働部産業企画課
豊橋市	産業部産業政策課
岡崎市	経済振興部商工労政課
一宮市	活力創造部企業立地推進課
瀬戸市	地域振興部産業政策課
半田市	市民経済部経済課
春日井市	産業部企業活動支援課
豊川市	産業環境部企業立地推進課
津島市	建設産業部産業振興課
碧南市	経済環境部商工課
刈谷市	産業環境部商工業振興課
豊田市	産業部商工振興室産業労働課
安城市	企画部健康・SDGs課
西尾市	産業部商工振興課
蒲郡市	産業振興部産業政策課
犬山市	経済環境部産業課
常滑市	環境経済部企業立地推進室
江南市	経済環境部商工観光課
小牧市	地域活性化営業部企業立地推進課
稲沢市	経済環境部商工観光課企業立地推進室
新城市	産業振興部商工政策課
東海市	環境経済部商工労政課
大府市	産業振興部商工労政課
知多市	環境経済部商工振興課
知立市	企画部企業立地推進課
尾張旭市	市民生活部産業課
高浜市	都市政策部都市計画グループ
岩倉市	建設部企業立地推進室
豊明市	経済建設部産業支援課
日進市	産業政策部産業振興課企業誘致室
田原市	企画部企業立地推進室
愛西市	産業建設部企業誘致課
清須市	市民環境部産業課
北名古屋市	建設部商工農政課
弥富市	市民生活部商工観光課

みよし市	環境経済部 産業課
あま市	建設産業部企業誘致対策課
長久手市	くらし文化部たつせがある課
東郷町	経済環境部産業振興課
豊山町	産業建設部まちづくり推進課
大口町	まちづくり部企業支援課
扶桑町	総務部政策調整課
大治町	建設部産業環境課
蟹江町	政策推進室ふるさと振興課
飛島村	開発部建設課
阿久比町	建設経済部産業観光課
東浦町	生活経済部商工振興課
南知多町	建設経済部産業振興課
美浜町	産業建設部産業課
武豊町	生活経済部産業課
幸田町	企画部企業立地課
設楽町	企画ダム対策課
東栄町	経済課
豊根村	商工観光課

(5) その他の事業環境整備に関する事項

該当なし

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30～令和 3 年度	令和 4～令和 5 年度
【制度の整備】			
①固定資産税の減免措置			
新城市	9 月議会に条例案提出・審議 10 月条例施行、受付開始	運用	運用
②地方創生推進交付金の活用			
航空宇宙産業海外販路開拓事業(仮称)	平成 29 年 12 月 地方創生推進交付金の交付決定 県議会審議 平成 30 年 1 月 事業開始 ・販路開拓体制の検討・構築 ・シンガポール・エショー参加 ・海外連携先の開拓、海外サプライヤーの状況調査等	・海外エショー等への出展支援 ・B to B マッチング支援等 ・海外連携先との関係強化等	同左
③融資制度の整備			
愛知県経済環境適応資金融資制度	要綱改正 運用開始	運用	運用
【情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開等）】			
自治体が保有するデータのオープンデータ化	随時整備	同左	同左
個人情報保護条例等の整備	随時整備	同左	同左
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
窓口を設置	県・市町村に窓口を設置	随時対応	随時対応

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、愛知県及び各市町村が設置する公設試や産業支援機関等がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、愛知県及び県内全市町村では関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 公益財団法人あいち産業振興機構

県内中小企業等の経営基盤の強化、新たな事業活動への取組み、国際化への対応等を総合的に支援し、経済・産業の発展に寄与することを目的とするワンストップ支援機関であり、以下の事業を通して地域経済牽引事業の促進を支援する。

- ア 中小企業等の経営資源の確保、経営革新及び新事業分野の開拓等新たな事業活動、取引のあっせん、国際ビジネスの展開及び事業承継などを支援するため、講座・セミナー、相談・助言及び調査又は情報の収集若しくは提供等を行う事業
- イ 小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入のための設備の貸与等に関する事業
- ウ 創業又は中小企業の地域資源を活用した新事業の展開、知的財産の活用、国際的な事業展開など、新たな事業活動を促進するための助成事業

等

② 公益財団法人科学技術交流財団

幅広い研究者の交流を基盤として、科学技術に関する研究交流、共同研究の推進及び研究成果の普及、人材の育成、中小企業への技術開発支援、情報の提供などを産・学・行政の連携と協力により行い、愛知県地域における科学技術研究を活発化させ、新産業の創出を促すことにより、産業活動の発展と生活の質の向上に寄与することを目的としており、以下の事業を通して地域経済牽引事業の促進を支援する。

- ア 科学技術に関する産・学・行政の研究者及び技術者の交流を図る機会を提供する事業
- イ 科学技術に関する共同研究の推進及び研究成果の普及を図る事業
- ウ 科学技術に関する人材の育成を図る事業
- エ 科学技術に関する中小企業の技術開発等を支援する事業
- オ 科学技術に関する情報を広く一般に提供する事業
- カ シンクロトロン光利用施設を整備・運営し、企業、大学等の研究開発の高度化を促進する事業

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

地域経済牽引事業の促進に当たっては、自然保護・環境保護に関する自然公園法や環境基本法等の関係法令及び「愛知県環境基本条例」等の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び自然環境や景観を損なわないよう、その保全に十分配慮することとする。

また、愛知県では、「愛知県環境基本条例」に基づく「第4次愛知県環境基本計画」により、「環境と経済の調和のとれたあいち」、「安全で快適に暮らせるあいち」、「県民みんなが行動するあいち」の3つのあいちを基調とした地域づくりを進めることで、「県民みんなが未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現を目指している。県民、事業者、NPO、行政といった各主体は、環境の現状について正しい認識を持ち、環境保全に関して担うべき役割と環境保全活動に参加する意義を理解し、その立場に応じた役割分担のもと、環境負荷の低減や環境の改善に向けて、自主的・積極的に取組を進めていく必要がある。

県又は市町村は、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、自らも事業者であり消費者であるという立場から、自ら率先して環境への負荷の少ない行動を実践する。さらに、県民、事業者等の各主体が環境活動を積極的に行えるよう、環境情報の提供、環境教育、環境学習の推進を図るとともに、各主体間のネットワークづくりを進める。

事業者は、事業活動に伴い、様々な資源やエネルギーを消費することにより、少なからず環境へ負荷を与えることから、法令遵守の徹底はもとより、企業の社会的責任を認識し、あらゆる事業活動において、環境負荷の低減に向けた自主的、積極的な取組を進めていく。なお、事業者が具体的に取り組む事項を以下に掲げる。

- ア 新たな開発行為を行う場合は、生物多様性の保全に配慮するとともに、住民との合意形成が必要な場合には、十分な説明を行うことにより、住民の理解を得る。
- イ 生態系のつながりに配慮して敷地内や周辺の緑化、ビオトープの保全・創出に努めるとともに、建物の屋上や壁面の緑化に努める。
- ウ 立地区域内における太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー利用設備や工場廃熱など熱利用設備、コージェネレーション、省エネ設備等の導入に努める。
- エ 大気環境、水環境、土壌環境等に係る環境基準の達成・維持のため、事業活動に伴う環境汚染物質の排出の抑制を図る。
- オ 事業活動における資源及びエネルギーの投入総量を減らすとともに、事業活動からの汚染物質、廃棄物、廃エネルギー等の総量を減らす。
- カ 事業活動に伴い発生する自動車からの排出ガスの発生量を抑制するため、物流の効率化、通勤交通の公共交通利用への転換、次世代自動車等先進エコカーの使用及びエコドライブの励行等に努め、輸送・流通・通勤に伴う環境負荷を減らす。
- キ 閉鎖性海域である伊勢湾（三河湾を含む。）の水質汚濁を防止するため、第8次総量削減計画における、COD、窒素及びりんぎんの総量規制基準を遵守するなど、総量削減に取り組む。
- ク 環境マネジメントシステムの導入など、自主的な環境配慮に取り組む。

(2) 安全な住民生活の保全

愛知県では、「愛知県安全なまちづくり条例」並びに同条例第10条及び第15条に基づく防犯上の指針により、県民、県、市町村、事業者が地域社会の連帯の強化を図りながら、一体となって「県民総ぐるみ運動」を展開し、「安全で安心して暮らせる愛知」を目指して、様々な活動を推進している。

さらに愛知県では、「第 10 次愛知県交通安全計画」を策定し、交通事故のない社会を目指して、各種の交通事故抑止対策を推進している。

この中で、県、市町村、事業者（以下「事業者等」という。）の取組事項、今後の検討すべき取組方向が示されており、地域経済牽引事業の実施に当たっては住民の理解を得ながら犯罪及び交通事故の防止に配慮し取り組んでいく。

ア 防犯及び交通安全に配慮した施設の整備

(ア) 道路、公園、駐車場等の公的なものに限らず、私道、民営駐車場等の私的な施設も含む不特定かつ多数の者が利用する空間、事業所など施設の整備については、防犯上の指針等を参考として、計画の初期的段階から関係機関と十分な調整を行う。

(イ) 事業者等は、上記施設の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、以下の措置を講ずるよう努める。

- ・ 防犯灯、街路灯等の設置により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。
- ・ 外部からの見通しが確保されない場合など、必要に応じて、防犯カメラ、防犯ベル、ミラーその他の設備を設置すること。

(ウ) 事業者は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐車スペースを確保する。

イ 地域社会との連携等

事業所ごとに防犯等責任者を設けて防犯等に関する訓練・啓発事業等の体制を整備するとともに、事業者は、地域住民等が行う防犯活動、交通事故抑止活動に参加するほか、また、事業者等はこれらに必要な物品、場所等を提供するなど、地域社会との連携を図る。

ウ 従業員に対する安全指導

事業者は、従業員に対して道路交通法等の法令の遵守や犯罪被害に遭わないための指導を行うとともに、外国人の従業員に対しては日本の法制度、習慣についても指導を行う。

エ 不法就労の防止

事業者は、外国人を雇用する際には、在留カード、旅券等により、就労できるかどうかの確認や雇用状況の届出を行うなど、適法な就労を確保するよう、自治体と連携し必要な措置をとる。

オ 財政上の措置

企業立地等を通じた地域の産業集積に伴い、犯罪及び事故防止並びに地域の安全と平穏の確保のために新たに必要となる警察活動に要する経費を措置する。

カ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除して、その資金源を封圧するとともに、同勢力からの様々な不当要求には応じない。

キ 犯罪捜査への協力

事業者は、事件・事故発生時における警察への連絡体制の整備を図るとともに、捜査活動への積極的な協力を行う。

(3) その他

年に 1 回「地域経済牽引事業促進協議会」を開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

当該重点促進区域は、次のとおり農地及び市街化調整区域であるため、これらの区域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整を行う必要がある。

【重点促進区域 6（半田市）】

（農地及び市街化調整区域の範囲）

（農地）

中億田町 73 番、74 番、75 番、76 番、77 番、78 番、79 番、80 番、81 番、82 番、83 番 1、83 番 2、84 番、85 番、86 番、87 番、88 番、89 番、90 番、91 番、92 番、93 番、94 番、95 番、96 番、97 番、98 番、99 番、100 番、101 番、102 番、103 番、104 番、105 番、106 番、107 番、108 番、109 番、110 番、111 番、112 番、113 番、114 番、115 番、116 番、117 番、118 番、119 番、120 番、121 番、122 番、123 番、124 番、125 番、126 番、127 番、128 番、129 番、130 番、131 番、132 番、133 番、134 番、135 番、136 番、137 番、138 番、139 番、140 番、141 番、142 番、143 番、144 番、145 番、146 番、147 番、148 番、149 番 1、149 番 2、150 番、162 番、163 番、164 番、165 番、166 番

（市街化調整区域）上記農地及び中億田町 192 番の一部

（地区内における公共施設整備の状況）

本区域において、電気、上水道などのインフラ整備は完了している。また、周辺においては、令和 2 年度に市道中戸日東 2 号線の道路改良が完了している。したがって本区域周辺で新たな公共施設整備を行う必要はない。

（他計画との調和等）

本区域は、第 7 次半田市総合計画において、地域経済の活性化につながる企業立地を誘導するための新土地需要ゾーンに位置付けられており、市内企業の拡張や新規企業の立地に対応した工業用地の整備を図ることとしている。

また、半田市都市計画マスタープランにおいても、本区域は、優良な農地の保全に配慮しつつ、開発基準条例等に基づいた企業誘致を推進することとしている。

さらに、半田農業振興地域整備計画においては、中部国際空港の開港以来、整備効果を生かした都市的土地利用の需要が高まっており、現在の優良農地を積極的に保全する一方、都市的土地利用との調整を図り、均衡のとれた地域の発展を目指すこととしている。

本区域で実施する地域経済牽引事業は、産業集積や交通インフラといった地域の特性を活用して実施されるものであり、これらの計画の方針と調和したものである。

（地域内の遊休地等の状況等）

本重点促進区域内においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

【重点促進区域 7（知立市）】

（農地及び市街化調整区域の範囲）

（農地）

八橋町赤羽 83 番、84 番、85 番、86 番、87 番、88 番、89 番、90 番、91 番 1、91 番 2、116 番、117 番、118 番、119 番、120 番、121 番

八橋町上井場取 124 番 1、125 番 1、126 番 1、127 番 1、128 番 1、129 番 1、130 番 1、131 番 1、131 番 2、132 番 1、133 番 1、134 番 1、135 番 1、136 番、137 番、138 番、139 番、140 番、141 番、142 番、143 番 1、143 番 2、144 番、145 番、146 番、147 番、148 番

八橋町下井場取 33 番、34 番、35 番、36 番、37 番、38 番、39 番 1、39 番 2、40 番、41 番、43 番、44 番、45 番、46 番、47 番、48 番、49 番、50 番 1、50 番 2、51 番 1、51 番 2、51 番 3、53 番 1、54 番 1、55 番 1、55 番 2、56 番 1、57 番 1、58 番 1、59 番 1、60 番 1、61 番 1、62 番 1、63 番、64 番、65 番、66 番、67 番、68 番、69 番、70 番、71 番、72 番、73 番、74 番、75 番、76 番 1、76 番 2

八橋町東畑 62 番、63 番、64 番、65 番 1、66 番 1、67 番 1、68 番 1、68 番 2、69 番 1、70 番 1、71 番 1、71 番 2、72 番 1、73 番 1、75 番、76 番、77 番、78 番、79 番、80 番、81 番、82 番、83 番、84 番、85 番、86 番、87 番、88 番、89 番、90 番、91 番、92 番、93 番、94 番、95 番、96 番、97 番、98 番、99 番、100 番、101 番

(市街化調整区域) 同上

(地区内における公共施設整備の状況)

本区域の近隣に鉄道駅や住宅が立地しており、電気・水道のインフラは近隣まで整備され、下水道は合併処理浄化槽のエリアとなる。また、伊勢湾岸道路豊田南 I C に接続する都市計画道路花園里線が本区域内を通過していることから、新たに公共施設を整備する必要は無い。

(他計画との調和等)

本区域は、知立市都市計画マスタープランにおいて、産業促進拠点に位置づけられており、産業振興を図るための地域経済牽引事業の用に供される土地利用を促進していくことは、この方針と調和するものである。

また、第 6 次知立市総合計画及び知立市都市計画マスタープランにおいて、広域的道路ネットワークのアクセス性が高い地区を産業ゾーンに位置付けするなど、地域づくりや雇用創出に貢献する企業や事務所の誘致の促進についてさらなる強化を目指していることから、知立農業振興整備計画においても、計画的に工業用地創出を推進することにより、力強い都市づくりを目指すことを目的とするとの表現を盛り込む予定で調整を行っており、産業振興を図るための地域経済牽引事業の用に供される土地利用を促進していくことは、この方針と調和するものである。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域内においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。なお、やむを得ず土地利用調整区域に農地を含め

る場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

【重点促進区域 6（半田市）】

① 農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を優先することとするが、土地利用調整区域の大半が農用地区域であることから、半田市及び愛知県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域には集团的農地が含まれており、農用地区域が設定されている。土地利用調整区域の設定に当たり、やむを得ず農地において設定する場合は、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じないようにすることとする。

また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備するため、土地利用調整区域を設定する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

面的整備の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していないものは、土地利用調整区域に含めないこととする。なお、本区域における面的整備は昭和50年代に実施されており、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過している。また、面的整備の計画はない。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定があることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

【重点促進区域 7（知立市）】

① 農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を優先することとするが、広く農用地を含む区域であることから、土地利用調整区域を定めるときは、知立市及び愛知県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

② 周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること

本区域には集团的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないよ

うにする。

また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上での最小限の面積をその用に供することとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

面的整備の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していないものは、土地利用調整区域に含めないこととする。なお、本区域における面的整備は平成元年代に実施されており、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過している。また、面的整備の計画はない。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定があることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

（3）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域6（半田市）】

当該重点促進区域における市街化調整区域については都市計画法に基づく開発許可を行うため、本制度を活用した市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

【重点促進区域7（知立市）】

当該重点促進区域における市街化調整区域については都市計画法に基づく開発許可を行うため、本制度を活用した市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画

の同意日の前日のいずれか早い日までとする。)